

介護保険 住宅改修の手引き

令和3年5月

甲佐町福祉課

目 次

1. 住宅改修費支給制度について	1～3
2. 申請における提出書類	3～5
3. 住宅改修の手続きの流れ	6
4. 申請書類記載例（住宅改修申請書）	7
5. 申請書類記載例（住宅改修が必要な理由書）	8～9
6. 申請書類記載例（住宅改修の承諾書）	10
7. 申請書類記載例（写真台帳）	11
8. 申請書類記載例（内訳書）	12～15
9. 相続人代表者申立書兼請求・受領申立書 様式	16
10. 甲佐町介護保険住宅改修に関するQ & A	17～28

【住宅改修費支給制度について】

要介護（支援）認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。

住宅改修は、ご本人の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

改修前には、必ずケアマネージャー、または地域包括支援センターへご相談ください。

1 対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前協議せずに着工した場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

- ①被保険者が要介護（支援）認定を受けていること。
- ②介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に被保険者が居住している住宅であること。
- ③厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。

2 支給対象となる住宅改修の種類

（1）手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防や移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するもの。手すりの取付けのための壁の下地補強も対象になります。

（2）段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するもの。具体的には、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げるなどの工事が対象です。また、浴室の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりも対象となります。

（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事が対象です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のため

の路盤整備も対象です。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等が対象です。扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化に伴うものは除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。

3 支給基準限度額について

支給限度基準額は20万円です。改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、その内の9割（または8割か7割）が保険で支給されます。

(1) 3段階リセットの例外

要介護状態区分が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況に関わらず再度20万円まで支給可能となります。この時に基準となるのは、初めて住宅改修を着工した日の状態区分です。3段階リセットの例外は、1人の被保険者について1回限りです。

(2) 転居リセットの例外

転居した場合には、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。

なお、転居前の住宅に再び転居した場合には、転居前の住宅に係る支給状況が復活します。

4 留意事項

(1) 住宅の新築または増築の場合

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）、または、改修理由が老朽化や

器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

(2) 要介護認定申請中に住宅改修を行う場合

住宅改修は、要介護又は要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、急を要する場合は、認定申請後、事前協議を経て工事着工することは可能ですが、認定結果が非該当になった場合は支給できません。支給申請は、認定結果が出てからになります。

(3) 入院・入所中に住宅改修を行う場合

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前協議後の工事着工は可能ですが、支給申請は、退院・退所して在宅に戻った後となります。そのため、退院・退所できない場合は支給できません。なお、一時帰宅のための住宅改修は支給対象外となります。

(4) 町外からの転入または町内転居する場合

住宅改修は、居住していることが必要条件となり、住宅改修後、支給申請は居住してからでなければできません。予定の変更等で居住しないこととなった場合は、支給できません。

(5) 本人や家族等が住宅改修を行った場合

本人または家族等が材料を購入し住宅改修を行った場合は、材料費のみが支給対象となります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、本人または家族等が作成した工事費内訳書(使用した材料の内訳)を添付します。

(6) 一つの住宅に複数の被保険者が居る場合

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように申請します。

【申請における提出書類】

1 事前協議

次の書類を事前に提出してください。保険者(町)が訪問し、現地を確認して協

議します。

(1) 住宅改修が必要な理由書

ケアマネージャーなどに作成を依頼する。

(2) 「住宅改修の承諾書」

住宅所有者と申請者が異なる場合に必要。

(3) 工事費見積書

2社へ見積りを依頼すること。ただし、工事費用額が5万円未満の場合は1社でも良い。

(4) 工事費内訳書

介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあること。

(5) 平面図

改修箇所と、内容が記載されたもの。改修箇所については、見積書、住宅改修箇所の写真などの添付書類と関連が分かるようにする。

(6) 機器類（手すり、便器、建具等）のカタログの写し

対象となる製品が分かるよう印を付けること。

(7) 住宅改修予定箇所の写真

撮影日、改修予定箇所が明確に確認できる写真。段差解消については、段差が確認できるようスケール等を入れ、アップと全体写真を撮影すること。

2 支給申請

工事完了後、次の書類を提出してください。支給申請書類の内容を確認後、住宅改修費の支給額を決定します。

(1) 支給申請書

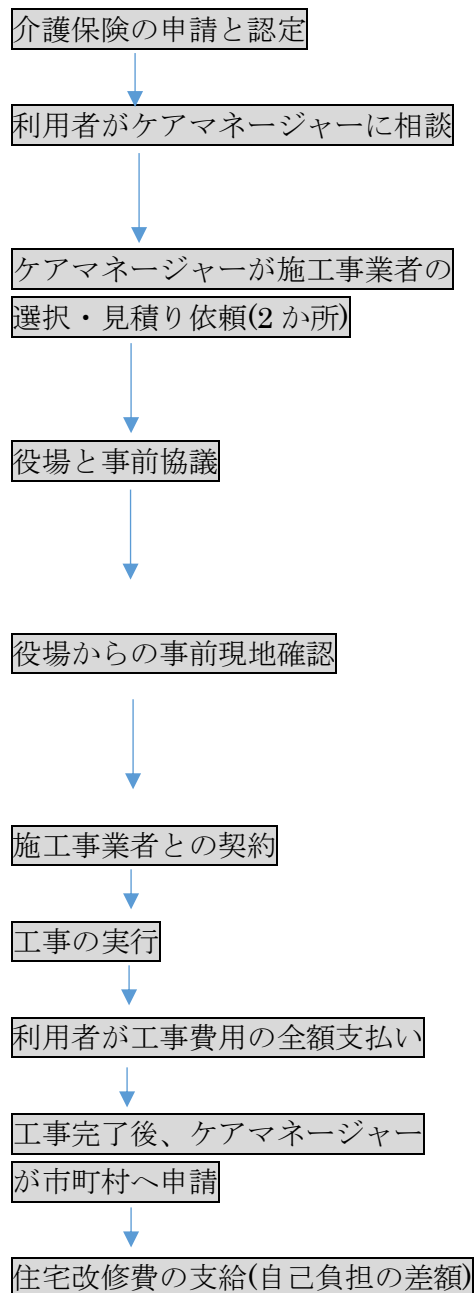
(2) 住宅改修に要した費用にかかる領収書

領収書の宛名には、被保険者の氏名が記載されてること。

(3) 住宅改修完了後の写真

撮影日、改修完了箇所が明確に確認できる写真。改修前後を比較するため、改修前の写真と同一方向から撮影する。段差解消については、段差が確認できるようにスケール等を入れ、アップと全体写真を撮影すること。

住宅改修の手続きの流れ



- ・利用者が役場に申請する。
- ・要支援、要介護 1～5 と認定された利用者がケアマネージャーに相談する。
- ・ケアマネージャーは施工業者 2 か所に見積りをとる。改修費用が 5 万円未満の場合、1 社でもよい。
- ・現地確認の訪問日調整
- ・見積り 2 か所ができた時点で事前協議をし、業者を決定する。
- ・ケアマネージャーと同伴の事前現地確認
- ・現地確認後、住宅改修の支給対象になるか否か役場からケアマネージャーに連絡が行く。
- ・ケアマネージャーと業者に連絡を取り、施工事業者との契約をする。
- ・支給申請書の記載事項の確認を行う。現地で住宅改修費支払いとなる口座番号等の確認。(2名以上での確認が望ましい)

業者の役割

- ・ケアマネージャーの依頼後、住宅改修に必要な見積り、平面図・立面図を作成する。
- ・工事変更の場合は見積りの訂正をする。
- ・工事施工時の注意点：工事着工前後の写真の貼付がないと、住宅改修費の支給は受けられません。日付を入れて着工前後の写真を同一方向で撮ること。段差解消の改修時は、スケールをあてて撮影すること。
- ・領収書は利用者本人名で渡す。
- ・必要な書類を作成し、ケアマネージャーに渡す。(写真・工事費用内訳書)
- ・改修が利用者に支障がある場合のアフターサービスの実施。

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	コウサ タロウ	保険者番号	4	3	4	4	4	9	
	甲佐 太郎	被保険者番号				1	2	3	4
生年月日	昭 6 年 4 月 15 日	性別	男 ・ 女						
住 所	〒861-4696 上益城郡甲佐町大字 豊内 719-4 電話番号 234-1111								
住宅の所有者	甲佐 花子 本人との関係（ 子 ）								
改修の内容・ 個所及び規模	<ul style="list-style-type: none"> 浴室入り口：手すり1本 玄関あがりかまち：踏み台 玄関あがりかまち：手すり1本 居間と台所の敷居：三角スラブ 洋式便器への改修 	業者名	株式会社C建設						
		着工日	令和3年3月1日						
		完成日	令和3年3月15日						
改修費用	50,000 円								
<ul style="list-style-type: none"> 領収書の金額を記載。 領収書のあて名は被保険者本人。 領収書の金額は、内訳書と同じであること。 領収額に給付外の部分が含まれていても可。その場合は、内訳書により、給付対象と給付対象外の部分が見えるようにしてあること。 									
令和3年4月1日									
申請者	住 所	甲佐町豊内 719-4						申請者は被保険者本人	
氏 名	甲佐 太郎						096 (234) 1111		

所有者が被保険者ではない場合は、所有者の承諾書を添付すること。

注意・この申請書の裏面に、領収書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。
 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店支所 出張所	種 目	口 座 番 号				
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金					
			2 当座預金					
			3 その他					
	フリガナ 口座名義人	本人口座 又は 現金払い						

- 被保険者本人の口座の金融機関情報を記載。
- 被保険者が口座をお持ちで無い場合は、「現金払い」と記入。福祉課窓口での現金による支払になる。申請書受領後、約1~3ヶ月後に決定通知を支払月の中旬に郵便又は行政区配達。本人が来られない場合は、委任状をもってきてもらうと代理人でも受け取り可。支払日は原則25日（土日祝の場合は前後あり）。

住宅改修が必要な理由書 A

役場から調査に行った日ではなく、ケアマネジャーが最初に住宅改修のために現地を確認した日

〈基本情報〉

利用者	被保険者番号	0000012345	年齢	89歳	生年月日	明治 大正 6年 4月 15日 昭和	性別	男
	被保険者氏名	甲佐 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護			
	住所	甲佐町大字 豊内 719-4						

作成者	現地確認日	令和 年 月 日	作成日	令和3年1月15日
	所属事業所			
	資格	(作成者が介護支援専門員でないとき)		
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	令和 年 月 日	評価欄
	氏名		

忘れずにチェックしてください。

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	介護状況	住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	
			改修前	改修後
			<ul style="list-style-type: none"> ・車いす <input type="checkbox"/> ・特殊寝台 <input type="checkbox"/> ・床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> ・体位変換器 <input type="checkbox"/> ・手すり <input type="checkbox"/> ・スロープ <input type="checkbox"/> ・歩行器 <input type="checkbox"/> ・歩行補助つえ <input type="checkbox"/> ・認知症老人徘徊探知機 <input type="checkbox"/> ・移動用リフト <input type="checkbox"/> ・腰掛便座 <input type="checkbox"/> ・特殊尿器 <input type="checkbox"/> ・入浴補助用具 <input type="checkbox"/> ・簡易浴槽 <input type="checkbox"/> ・その他 <input type="checkbox"/> 	
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書 B

〈Aの「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作、②具体的な困難な状況、③改修目的と改修の方針、④改修項目を具体的に記入してください。〉

活動	① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況を記入してください (…なので…で困っている)	③ 改修目的・期待効果をチェックしたうえで、改修の方針を記入してください (…することで…が改善できる)		④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレへの出入り(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗含む) <input type="checkbox"/> 衣服の上げ下ろし <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 手すりの取り付け () () () ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室への出入り(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座り含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入り(立ち座り含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 段差の解消 () () () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取り替え () ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入り(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 便器の取り替え () () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材変更 () ()
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他 () () ()

被保険者が住宅所有者の場合は提出不要

施行前の日付

令和3年1月15日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

被保険者が改修する
住宅の所有者(世帯主など)

住所 甲佐町豊内719-4

氏名 甲佐花子

印

被保険者氏名

私は、下記の表示の住宅に、甲佐太郎が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

家屋の所在 熊本県上益城郡甲佐町大字 豊内719 番地 4

家屋の種類 居 宅

構 造 木 造 瓦 葺 2 階

必ず記入してください

写真台紙(1 / 5)

(例)

日付の確認ができ、施工箇所全体がわかる写真に限る(同一方向)

※段差解消については、段差が確認できるようスケール等を入れ、アップと全体写真を貼付すること。

(施工前)

★着工前の写真がないと、給付は出来ません。

1. 黒板を入れて撮影する。但し、黒板で改修箇所が隠れないこと。
(「撮影日・改修場所・改修内容・文言『施工前』」)
※黒板が無いときは、日付のある写真でも可。
2. 改修箇所がすべておさまるように撮影する。
※改修箇所が広く収まらない場合は、方向を変えて撮影する。

写真と同じ日付を記入。
着工前と着工後の日付は同じでも可。
(着工日に、着工前の撮影するときなど)

(撮影日)

R3 . 1 . 15

(備考)

(例)

玄関あがりかまち

(施工後)

1. 着工前と同じ方向, 同じ位置から撮影する。
2. 「段差解消」のときはスケールを当てる。
3. 黒板を入れて撮影する。但し、黒板で改修箇所が隠れないこと。
(「撮影日・改修場所・改修内容・文言『施工後』」)
※黒板が無いときは、日付のある写真でも可。
4. 改修箇所がすべておさまるように撮影する。
※改修箇所が広く収まらない場合は、方向を変えて撮影する。

(撮影日)

R3 . 3 . 15

(備考)

(例)

玄関あがりかまち

- ・ 踏み台
- ・ 手すり

《 参 考 例 》

住宅改修費内訳書 様式 住3-2

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	対象部分			住宅改修 の種類	算出根拠
				数量	単価	金額		
トイレ		トイレ解体工事		1人工	17,500	17,500	⑤	
		床・腰壁工事		1人工	17,500	17,500	⑤	
		電気配線工事		一式	5,000	5,000	⑤	
		木材・根太・見切		一式	10,000	10,000	⑤	
		建材床板フロー	12×1尺×6尺	1坪	9,000	9,000	⑤	
		壁板ファンシー	4×2尺×8尺	4枚	2,500	10,000	⑤	
		コンパネ	12×3尺×6尺	3枚	1,000	3,000	⑤	
		釘・接着剤		一式	1,500	1,500	⑤	
		洋式便器	TOTO-CS430	1台	59,800	59,800	⑤	
		給水工事	材料込み	一式	20,000	20,000	⑤	
		汚水工事	材料込み	一式	10,000	10,000	⑤	
		器具取付工事		一式	13,500	13,500	⑤	
		破材処分		一式	5,000	5,000	⑤	
		諸経費		一式	8,000	8,000	⑤	
		小計				189,800		
		消費税				18,980		
		合計				208,780		
		値引				-9,780		
		総合計				199,000		

※ 住宅改修の種類:①=手すりの取り付け、②=床段差の解消、③=滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更、④=引き戸等への扉の取替え、⑤=様式便器等への便器の取替え。

相続人代表者申立書 兼 請求・受領申立書

令和 年 月 日

甲佐町長 様

申立人（相続人代表）

住 所

氏 名

㊞

私は、下記の債権者（被相続人）が死亡したため、他の相続人と合意のうへ、相続人代表として居宅介護福祉用具購入費（介護保険法第 44 条）、居宅介護住宅改修費（介護保険法第 45 条）、高額介護サービス費（介護保険法第 51 条）、高額医療合算介護サービス費（介護保険法第 51 条の 2）、介護予防福祉用具購入費（介護保険法第 56 条）、介護予防住宅改修費（介護保険法第 57 条）、高額介護予防サービス費（介護保険法第 61 条）、高額医療合算介護予防サービス費（介護保険法第 61 条の 2）の申請、請求及び受領を行うことを申し立てます。

債権者（被相続人）

介護保険被保険者番号

個 人 番 号

氏 名

生 年 月 日

【振込先口座（相続人代表）】

金融機関名	庫 合	銀行 ・ 信用金 農協 ・ 信用組
支 店 名		本 店 支 店
預 金 種 目		
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義人		

※相続人代表者名義の口座をご記入ください。

甲佐町介護保険住宅改修に関するQ&A

1. 手すりの取付け

Q 1 【手すりの取替え工事について】

Q 1 【手すりの取替え工事について】

介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、新たに手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。

(答) 単に老朽化したとの理由であれば認められません。

Q 2 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 支給対象となります。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

Q 3 【手すりの位置の移動について】

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 工賃のみ支給対象となります。

2. 床段差の解消

Q 1 【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象外となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

(答) 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 2 【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。

Q 3 【玄関の段差解消に伴う床の解体費について】

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象として良いのですか。

(答) スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。

Q 4 【住宅改修における「玄関まわり」の範囲について】

住宅改修における「段差の解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載があります。玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象としてよろしいのですか。

(答) 玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の改修として住宅改修の対象となります。

Q 5 【住宅改修の範囲（ユニットバス）について】

浴室の改修について、特定福祉用具の活用を検討しましたが問題が解決せず、段差解消、滑りにくい床材への変更等のため、ユニットバスを購入設置する場合は住宅改修の対象になりますか。

(答) 住宅改修の対象工事について、適切に按分することが可能であれば給付の対象とすることができます。ただし、介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、本制度の趣旨に沿わず支給対象外となるため注意が必要です。

(按分について)

- ① ユニットバス全体の組立て施工費を、税抜き標準価格の10%を目安として算出する。
- ② 上記①で算出した全体の組立て施行費に、下表に該当する対象部分の按分率を掛けて算出する。(1円未満切捨)

ユニットバス各部	床	浴槽	扉	壁	天井	器具	その他
支給対象／対象外	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	20%	15%	10%	25%	10%	10%

※上記の按分基準以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を記入する。

Q 6 【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となるのですか。

(答) 浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内部すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するもの

と考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

Q 7 【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるのですか。

(答) 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

Q 8 【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるのですか。また、動力により床段差を解消する機器は除かれるとありますが、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となりますか

(答) 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外となります。手動であっても、これらの設置工事は対象外となります。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q 9 【スロープにかえて使用する昇降機について】

スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象とはならないのですか。宅地の関係で（他の建物があるため）スロープを設置できない事例があります。

(答) 住宅改修の対象にはなりません。

移動用リフトとしての段差解消機及び車椅子用電動昇降機は福祉用具貸与の対象になります。（ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く）

Q 10 【ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置について】

ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修費等の支給の種類に該当しないと考えられますがいかがですか。また、階段昇降機は取付けに工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよろしいですか。

(答) 貴見のとおりです。

Q 1 1 【昇降機設置のための犬走り撤去について】

掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討していますが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となります。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になりますか。

(答) 昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。

3. 滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更

Q 1 【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

(答) 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

Q 2 【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となりますか。

(答) いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 3 【廊下の床の取替えについて】

廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっていますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えてよいのですか。

(答) 老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば改修の対象外です。

Q 4 【床材の表面加工について】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象なるのですか。また、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付いたりカーペットを張ったりする場合は支給対象となるのですか。

(答) いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 5 【浴室内の床材の変更について】

平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」によると、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室において床材の滑りにくいものへの変更」とあります。これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も対象となると考えてよいのですか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるのですか。

(答) マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象にはなりません。また、福祉用具の購入の対象としても扱っておりません。

Q 6 【設置工事の必要のない滑り止めのための床材について】

工事や取付け作業を要さず（床への張付けや釘止めも不要）、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えますがよろしいですか

(答) 貴見のとおり、床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しません。

4. 引き戸等への扉の取替え

Q 1 【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

Q 2 【扉の工事について】

扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるのですか。

(答) 扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q 3 【引き戸の取替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

Q 4 【浴室の扉の取替えについて】

車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としてよいのですか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なのか。工事の趣旨からすれば可能だと思われそうですがいかがでしょうか。

(答) 貴見のとおり、要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば可能です。

Q 5 【ドアの取外しについて】

住宅改修告示第4号に「引き戸等への扉の取替え」がありますが、車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事費について住宅改修費を算定してもよいのですか。

(答) 車いすで通行するためやむを得ず扉を取り除く工事のみ該当します。
ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

Q 6 【住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用について】

住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるのですか

(答) これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象になると考えます。

5. 洋式便器等への切り替え

Q 1 【便器の取替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲について】

便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められています。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われませんが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②トイレから浄化槽までの排水管工事を指すのですか。

(答) 非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の水洗化の工事は給付対象となりません。便器の取替えに伴う給排水工事として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。

Q 2 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるのですか。

- ①洋式便器を嵩上げする工事
- ②便座の高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

(答) ①は支給対象となります。

②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、当該高齢者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修として差し支えありません。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 3 【和式便器の腰掛式への変更について】

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当しますか。

(答) 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 4 【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機器等が付加された便座に取替える場合、住宅改修の支給対象となるのですか。

(答) 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座、洗浄機器等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は住宅改修の支給対象となりません。

Q 5 【洋式便器への取替えを行った場合における住宅改修告示第6号の範囲について】

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するとの判断でよろしいですか。

(答) 便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は住宅改修の対象となります。なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。

Q 6 【洋式便器への取替えに伴うトイレの拡張について】

和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張に伴う工事も住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 車いすの方がやむを得ず便所の拡張を行った場合は支給対象とします。ただし、身体状況に基づいた拡張が必要な理由を事前協議書及び理由書に記載してください。

Q 7 【洋式トイレの向きを変える場合の取扱い】

障害に適応するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は給付の対象になるでしょうか。

(答) 「洋式便器等への便器の取替え」として対象となると考えます。

Q 8 【既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について】

既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよろしいですか。なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用することとなります。

(答) 貴見のとおりです。

6. 支給申請関係

Q 1 【工事内訳書について】

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事がありますが、全て区分しなければならないのですか。

(答) 工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等を区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はあります。

Q 2 【支給申請書添付書類である「住宅改修費が必要な理由書」の作成者について】

老企第42号2(2)②において、「基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉・保健・医療又は建築の専門家」とされていますが、住宅改修のみを必要とする要介護者等は、介護報酬が得られないことにより居宅介護支援事業者から当該理由書の作成依頼を断られる場合があります。この場合、本人若しくはその家族が理由書を作成してもよろしいですか。

(答) 作成できません。

Q 3 【住宅改修における写真の添付について】

住宅改修前の写真を撮影していなかった場合に、保険給付の対象とすることはできますか。

(答) 対象とはなりません。

Q 4 【住宅改修費の費用額の記載について】

介護保険対象給付額を超える住宅改修費の場合、費用額は、保険対象給付額の上限で計上するのですか、超えた分を含めて計上するのですか。(例えば、住宅改修の費用が30万の場合、費用額は、30万ですか、20万なのですか。)

(答) 介護保険対象給付額を超える場合の費用額は、保険対象給付額の上限額を記載してください。

Q 5 【短期間に何度も住宅改修費支給申請書を提出する場合について】

事前協議後に、追加の工事が発生した場合、再度事前協議を行い、別々に住宅改修費支給申請書を提出するのですか。

(答) 追加工事が発生した場合、事前協議は必要ですが、支給申請はまとめて

行って構いません。

7. 資格等（死亡・転入転出・法施行・入退所（院））

Q 1 【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

要介護者が子の住所に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。

(答) 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q 2 【転入前の住宅改修の請求先（保険者）について】

最新情報 v o 1 . 7 1（平成12年4月28日）のQ&A 18 ページ6では、退院及び特養退所前に行った住宅改修について認められるとかかれており、転入前の改修についても可能とみられます。今回、A地からB地へ6月1日に転入するもので、B地の住居への転入に先立ち5月中に改修しようとするケースがあります。Q 1で住宅改修は現に居住する住居であること、保険者は住所地と管轄する者、ということで、当該住宅改修の請求先（保険者）はB地の市町村と考えてよろしいですか。

(答) 貴見のとおりです。なお、B地の市町村に事前に確認したうえで改修を行ってください。この場合でも、申請は転入後になります。

Q 3 【入院（入所）中の住宅改修について】

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定ですが、住宅改修を行うことはできますか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうですか。

(答) 入院中の場合は、住宅改修が必要と認められませんので住宅改修が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前に保険者に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考えます。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものですが、同様に取り扱いして差し支えありません。

Q 4【在宅要介護者が工事着工後に入院した場合、住宅改修費を支給できるか】

介護報酬に係わるQ&Aのv o l . 7 1（平成12年4月28日）の「住宅改修費関係」の質問で、入院（入所）中の要介護者が退院する際は前もって工事を着工することは可能（申請は退院後）とありますが、在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、住宅改修費の支給は可能ですか。

(答) 要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。

Q 5【住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の保険給付について】

住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点においては存命でしたが、住宅改修完了前（又は保険給付申請前）に要介護者本人が死亡した場合、保険給付を受けることは可能ですか。

(答) 死亡時に完成している部分が介護保険の給付対象として申請できます。

(本人死亡時までの工事完了部分の経費が対象となります。)

8. その他

Q 1【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、給付対象となりますか。

(答) 竣工日以降に本人の身体状態の悪化や変化がみられ、手すりを設置する場合は、協議のうえ住宅改修の対象となると考えます。

Q 2【家族が行う住宅改修について】

家族や同族家族（一族）が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とするのですか。

(答) 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とします。

Q 3 【住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて】

下記事例についてご教示願いたい。

① 10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。

②同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。

(答) ①②とも住宅改修の支給対象とはなりません。